



火神の種々相

教授 高橋盛孝

一 魔よけの火

光と熱の根元である火が、陰界の魔物を制する力をもつてゐると考へられるのは自然なことだ。一々例をあげる迄もないと思ふ。キャンブ・ブアイヤも、もとは虎や狼の襲撃にそなへたもので、目に見えぬ魔物も同じやうに火によつて撃退されると考へられてゐるのだ。

支那ではよく竹を薪に用ひる。有名な柳子厚の漁翁にも「曉汲清湘燃楚竹」とある。火力が強くと、且つ爆音を伴ふので悪魔よけには最も妙である。「胡文煥新刻事物紀原」巻八參照「マルコポーロのチベット」(Tibet)の記述の條に上人が竹を焼いて獅子舞等の害を避ける話がつてゐる。彼によるとこの邊の竹は特に大きくこれが裂けるときには、十哩の遠方迄爆音が聞え、始めてきいた人は氣絶する。なれた人は耳にわたをつめ布でぐるぐるその上からしばつて置くから大丈夫だ。馬にも同様の用心が必要で、足をしばり十分耳や目をふさいで置かぬとびつくりして死んでしまふとある。リンゼイのシルヘットに於ける象狩りの記録中にも竹の爆音が鐵砲のやうな音を立てると云ひ、ジョゼフ・フーカーの記録ではこれを大砲の一齊射撃に比してゐる。(ユール・コルデイエ「マルコ・ポーロの紀行」ロンドン一九三六年)金、元の頃火薬が造り出され、所謂「爆竹」ができて自然の竹に代つた。(ドウグルウ「支那の宗教組織」一九九第四卷九四一頁)。

二 火を得る苦心

人類が火を用ひ始めたのは餘程古い事であるらしく、約十萬年以前にゐたネアンデルタル人も火を得る事を知つてゐて、主として悪魔を追ふに用ひた。後、火の風の起つたのは、今から約一萬年以上前の頃からだと云はれてゐる。(木下謙次郎氏「美味求眞」四六頁)一説には火の使用は四十萬年程前の氷河時代に起りユーゴスラヴのクラピナの發掘により、舊石器時代中期の遺のあとが發見されたと云ふ。(シュテルンベルグ「原始宗教」一九三六年三六六頁)。

原始的な發火器で今なほ用ひられてゐるのは木と木をすりあはせる法と、金屬片と燧石とを打ち合せる法とである。世界各地にまだ残つてゐるので一々それをのべる事は煩に耐えぬから略する事として、コリヤクでは、板を人間の姿に粗刻りしたものゝを臺として、これに先のとがった棒を立てへそのある小石で上からをさへ弓のしかけでこの棒を廻轉するやうに作つてゐる。これで火を得る事は大變な努力を要し、臺をさへてゐる人、小石で棒を壓し付けてゐる人、弓を前後に動かして棒を廻らさむ人と三人の男が常下七〇度迄さがるこの地方で、半身腐ぬぎになつてやる。斯うしてできた火を木炭の粉に移して火種を得るのである。今ではマッチが容易に得られるので、儀式の時にだけこの法が用ひられ時には儀式の際にも、たゞ眞似事だけで、實際はマッチで火を造つてゐる地方さへあると云ふ。(ヨヘルソン「コリヤク」一九三一年一巻三三頁)。

こんな苦しい得た火だから何と云つても消すまいと思ふのは當然の事で、ギリヤク族でもよく獵の最中に一人の男が急いでうちへ引きかへす事があるのは、火の消えぬ様に世話をしたためだといふあるギリヤク人から聞いた。シュテルンベルグによるとギリヤクは火を消す事は火神に對する非常な侮辱と考へてゐると云

大正十一年六月十五日創刊
昭和二十年三月十五日印刷
昭和二十年二月二十日發行

編輯人 安井 章 吾
發行所 大阪市北區堂島
上三丁目十五番地
印刷所 西火印 谷口印刷所

大阪府大正區長柄
中橋三丁目十二番地
關西大學學務部
會員登錄證號三二五四四九

第二二三號(改編第六號) 目次

火神の種々相……………高橋 盛孝……………(一)
 泰國遺言法の概観……………福島 四郎……………(六)
 貨幣と均衡……………安田 信一……………(一一)
 雜錄—カッセル教授逝く……………(一〇)
 人文科學研究所彙報……………(一六)
 村上龍豫科長の訃……………(一六)

ふ。(二)ヤリク語及民謡研究資料(ベテルブルグ、一)。紀州日高郡井崎村大字産湯浦八幡宮の千年以上の火種等もこれが宗教化されたものであらう。(南方隨筆二九) 畿島の求聞持堂には弘法大師以來の火があり(竹堂遊記下) 高野山奥の院や信濃の善光寺にも千年不滅の燈明がある。果して千年以來のものか否か眞偽の程は知らぬが、ゆかしい傳説である。

三 改 火

しかし同じ火をいつ迄もつかつてゐると汚れる。汚れると魔除けの力が減ずる。惜しい火ではあるが年の終りには消して、正月には新しい火を鍛り出して用ひる風習が生ずる。面白いのは、支那のやうな農業者のみならず、牧・漁を主業とするコリヤクの間にも年一回の改火が行はれてゐるのだ。

クエル(Kuel)村のコリヤク漁民(the maritime Korjak)は、春、漁船の進水式(mena tneyevune)を行ふ、先づ舟の枠にあざらし皮を張り新火を例の發火器(こゝでは「父」*go*と云はれてゐる)で鍛り、舟をふせた下で燃す。あざらしの脂肪を火中に投じ、發火板の口にも脂肪を塗り、眼の所を小刀でけつてあなただの眼が開いた、漁期が始つた、さあ見て下さい」と云ふ。それから舟を海に入れる。これは家族だけで行ふ儀式である。

海が凍り、漁期が終ると舟を引上げ、坐席や船尾に赤楊の小枝、船首に草束を置く。先づ草をゆすつて「さあ始めやう」と一人が云ふと、彼等は家に入り、火器の人影に衣服を着せ、鉗を革紐でつるし小刀を帯びしめて外へ持ち出す。家の主人は「さあ、舟へ行つて下さい」と云ふ。やがて、うちに居残つたものが軽く暖ばらひをして「あゝ父さんがかへつた」と云ふ。と、その火器を家の中にもちこみ、來年迄藏つて置く。舟に張つたあざらしの皮をはがし、舟の枠は家の裏に放置して、次の漁期を待つ。クエル村では舟の皮をはがしてから、赤楊の枝をのせた舟枠を家の裏に安置する迄の間は、家中で火を燃すことは許されぬ。冬の最初の新月のとき新火を切り、再び舊火を消す。(ヨヘルソン「コリヤク」七九頁) 游牧コリヤク(the Reindeer Korjak)は火器を「家畜の主」(ogya-ehivlan) 又は「木の精」(okimank)と呼び、これに更に投網、番犬、柄杓、狼の像等をつるす。この狼の像が銀よけの咒である。又いくつかの *oyakha* (牧羊)と名付ける下部の二股に分れた木片に、かほをつけた人影をつるす。これだけを全部袋に入れ、夏はテントの中に冬は戸外の婦人、小兒用空櫃につるして置く。舟に赤楊の枝をのせたり、空櫃につるしたりして置く所に、天界への使者としての火神

の使命を認め得るのである。牧人等は火器に依つて家畜の疾病逃亡を防ぎ得ると信じトナカイを殺したときその血を塗り、雄トナカイのたてがみをしばりつけて置く。(ヨヘルソン同書、三六頁)

春四月の候、仔を生む時期が終つて、雄トナカイが角を失ふ頃、「仔鹿祭」(Fawn Festival)を催す、舊火を消し新火を鍛る。トナカイを殺し、天帝に供へる太鼓を打ち仔鹿をなぐさめる。

夏の放牧が終り、降雪を見ると、牧人はトナカイを率ゐてテントへ引き上げる。そのとき家中の舊火を消し、戸外で新火をきり、薪に移しそのもえさしを歸つてくるトナカイに向つて投げる、觀迎の意であると云ふ、又一説には天帝が火中から最初のトナカイを取り出した爲といふ。次にトナカイを殺し、天帝にさし上げ、その血を火器にぬる。かうすると狼の害をさげ得ると考へてゐる。以上の二つの儀式は家族祭ではあるが、多くの客を招き御馳走をする。(ヨヘルソン八七頁) 他人に御馳走をして置く事は、やがて自分がより多く獲物を得る事の原因となつて一般に考へられてゐるやうだ。ギリヤクにしても蒙古人にしても随分よく客をもてなす。單なる好意以外にかうした思想的背景があるやうに私は考へてゐる。

年一回の改火が魔除け以外に、來るべき漁獵期又は收穫期により多くの獲物を送つて戴きたいと天帝に祈求する心持のある事は蔽へない。支那古代の寒食、清明の行事も斯ういふ側から見ると、始めて其の眞義を把握し得ると思ふ。

寒食節とは舊火を消して冷食する義で、清明節とは新火を鍛り出す日である。今日では歳末に竈神を送り、正月五日頃、同神を天帝(玉皇帝)のもとから迎へる迄、冷食する風が各地で行はれてゐる。(永尾龍造氏「支那民俗誌」四二頁)して見ると、寒食、清明が太古の新年、舊年の境だつた事が想像されるのである。

論語論に宰我が三年の喪は長きに失する。この長い間禮樂を行はぬと忘れる虞がある。「舊穀既につきて新穀既にみゆり、難を鍛りて火を改める」等の事と照し合せて一年を適當と考へると云つて、孔子に叱られる所があるが、これによつても、年一回改火した事が分る。周禮夏官の司燭氏の職務を見ると「行火の政令を掌り、四時國火を變じて、以つて時疾を救ふ」とある。年一回改火するのは相多きに失する。他には全く見當らぬ事で果して周の古禮であるか否か疑問である。假に古禮たる事を許しても單なる儀式に過ぎず、民間では闕知しなかつたものと思はれる。柳司農は鄭子の説を引いて「春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火秋取柞楡之火冬取柞楡之火」と云つてゐる。論語論の皇疏は更にこれをそれ〴〵五色に配當してゐるが頗る無理が多い。淮南子には五時三木説が見える

が全くこの説と異つてゐる。四時改火の説はいよ／＼以つて疑はしい。これに反し年一回改火の儀は、寒食清明と結びついて未永く行はれた。唐宋代にもそれ／＼この行事は復活されたやうである。宋の陳元規の「歲時廣記」卷十七に「迂叟詩話」を引いて「唐時唯清明取榆柳之火以賜近臣戚里之家」とあり、有名な韓翃の詩を引いてゐる。次に更に「本朝因之唯賜輔臣戚里節察三司使知開封府樞密直學士中使皆得厚賜非常賜例也」とあり、歐陽修の詩を引いてゐる。他にもい／＼重要な記事や詩文が見えるが今は割愛する。

四 火神の性別

東亞の各族の間では、火神は老婆であると考へられてゐる。

コリヤクにも神話中に Yimno-harut というのが見える。「火の女」の義である。アイヌでは火神を Fuji Kamii (Divine Grandmother) と名付ける、その名の如く、老婦であり、夫たる家族イナウと共に家族の守護をする。一人の娘 Shu-koyan-mut (Prescer over the cooking pot) が、(J. Bachelor: Ainu Life and Lore, Tokyo, 1972, P. 175)

ギリヤクでも火神は婆で神婚できれい好きである、山などで食ひ残しの煮汁などを捨てるときには「婆よ、足をのけてゐる」と云つてから投げ捨てる。さうしないと火神がやけどをし崇りをするからだ。萬一だまつてすると友達などは「婆の足を焼いたな」と冗談を云ふ。(大東亞題名叢刊「樺太ギリヤク語」昭和十一年八月二日シユテルンベルグは火神を老婆と考へるのは、ギリヤクがもと母系制だつたためであると云ひ且この神にも夫があると云つてゐる。『ギリヤク語及び民間研究資料』ペテルブルグ、一九〇八年一三頁)

支那でも古くから、民間では火神を女性と考へてゐたらしい。禮記禮記に「夫稟者老婦之祭也」とある。鄭玄によると稟は鬘の誤で、或は竈に作る。老婦とは先炊の事で、始めて人類に炊事を教へた神らしい。莊子莊子に「竈有鬘」とあり、陸徳明は司馬彪を引いて「鬘竈神著赤衣狀如美女」とある、これは若い女らしい。馬敘倫の莊子義證卷十に「史記武帝紀曲少翁以方術蓋夜致王夫人及竈鬼之貌則竈鬼常爲婦人司馬說或本於此」とある。

蒙古でも女神と考へられてゐるらしい。「火の神に對する獻祭の書」に「ハンガイ・ハン及びブル・ハトハンの頂上に生長する火の女王、母ウトよ、その父は銅鐵なり。母は鑿石祖先は榆の樹なり云々」とある。(ハンザロフ・白鳥「黒教或ひは蒙古人に於けるシャマン教」北亞細亞學報、第一輯三三頁)。榆樹の一枚を見ても支那文化の影

響が分る。以上の諸族の火神の考へは直接間接に支那の影響を受けたものと私は考へてゐる。同じ東方亞細亞にあつてもヤクト族の火神は、怒りつばい老翁である。(シエロシエフスキ説、パチエラー「アイヌ・ライフ・アンド・ローア」二八)。これだけ見ても、ヤクト族が東部シベリアへ來た事の新しい事、及び支那文化の影響をあまり受けてゐない事を知るのである。

五 火神の職掌

ヨルソンの「コリヤク」五六五頁に「火は人と神との中介者である、何となれば供物を火で焼くためである」とある、この中介者といふ考が又東亞に廣く行はれてゐるやうである。

パチエラーの「アイヌ人とその説話」大正十四年譯に「何故に頼みにもならぬ火の女神の如き中間者を煩はさず、直接に創造者自身に行かぬか」とアイヌに聞いて見ると「神は此等の中間者を大神に行く道程として指示されてゐるから、我等は命ぜらるゝ儘に行はねばならず、我等の意に委せぬのである。……又火の女神も其の他の神も、彼等の冀ふ通りに行ふべき意旨も決定力も持たない。火の女神は「聖火」「育ての神」「搖籃神」「聖祖母」等と稱せらるゝ外「聖使」「聖天使」とも呼ばれ、神と人との間に中間者として働かざるべきを示すのである」同じく一七頁にも「また彼等は、狩獵に出る朝には、必ずイナウを作り大神に捧げ、火の女神を仲保として成功を興へ給はんことを祈るのである」とある、又同氏の「ライフ・アンド・ローア」一七九頁には「火神は爐の中央に居り、人の眼には見えぬがいろ／＼の仕事をする、決してこれを忘れてはならぬ。家人の言行をしらべ、その人が死んで裁かれる時、火神は天帝に一々報告をする。この報告は絶對的のもので、人間は反對する事ができぬ。故に毎朝及び食事の前にはどんな事があつても、火神に祈る事を怠つてはならぬ」とある。この考は道教の竈神が一家男女の行爲を監察して毎年の終りに至つて、天に上つて、玉皇上帝に報告し、上帝が之によつて賞罰を下すといふ考と一致する(狩野直喜先生告支那の竈神に就いて支那學文)。従つて天帝に願ひ事が、ある際には先づ火神に願へば、自分の意を天に傳へて呉れるのだ。論語に引かれてゐる古語「與其媚於奧寧媚竈」もおとなしい奥座敷の神様に媚ぶるよりも氣輕な火神に媚びて、天帝に取次いでもらふ方が良いといふ意味だと思ふ。支那で夫婦の寢臺に燈火を斷やさぬのも(永尾氏「支那民俗誌」六卷)。火神が子種をもつて來て呉れるといふ考に基くものと解したい。

古代印度波斯あたりの火中にものを投じて祈る風習が同じ思想に基いてゐる事は云ふ迄もないが、(ウバニシヤット全書 聖典全集本二 三六九頁) アヴェスタ經ヤスナ六二「火に」屍を焼く火葬の起原も、その人を天國に送りよとける爲の方便と考へたものと思ふ。ボゴラスの「チユクテ語及民譚研究資料」一〇〇年二六〇頁に「Ainyanoなる男の自傳がのつてゐる。その中に「彼は薪を燃すやうに命じた。燃えた時、焔の中に跳込んだワイー(一三二) 薪の焔の中で空中に昇つた。云々」とある。あの世へ行くために火焔の中に入るわけだ。ギリヤクでは火神に燵草、米、酒等を供する。(シユテルンベルグ「ギリヤク語及民譚研究資料」年一三八頁、二二四頁)

六 火神と家

家族の動靜を監視する氣むづかしい火神は、又親切丁寧にあつかへば、あらゆる幸運をもつて来てくれる守護神でもある。従つてこの福分を他人にもつて行かれる事を嫌ふ。ギリヤク人は他人が人つて来て燵草の火を爐から得る事は許してゐるが、その燵草は必ず、その家の中で吸ひ終つて出なければならぬ。火をつけたまゝで外へ出る事を許さぬ。(チャブリツカ「アポリジナル・サイベリア」一〇九四年四四頁) これの許されてゐるものは同族のものに限られてゐる。分家には火を分ける事が最も大切な行事と認められてゐる。

コリヤクでも火器は家族の幸福に至大な關係があり、他家へ持ち去る事は許されぬ。冬薪が得られぬ爲、一軒の家が共同生活をする際にも、火器だけはそれ／＼持ちよることにしてゐる。共用できない。火器は大概末子に傳る。兄達はそれ／＼新火器を作つて分家し、あとに残るのは末息か、養子を迎へた末娘で、これに火器を譲り、時に二代三代を経たものがある。黒くす／＼けて脂肪でびか／＼光つてゐるほど呪力もあらたかだと考へられてゐる。(ヨヘルソン「コリヤク」三六頁) 支那人の間でも正月には火を乞はぬ風習がある。(永尾氏「支那民俗誌」第一卷五六頁) 福分の散佚を忌む意味から出た習俗だと私は解してゐる。

七 火神と太陽

エーレンライヒやヘンツエのやうな所謂 Cosmology は、極めて簡単に火神を太陽や月と結びつける。しかし我々が原始民に接して一番始めに感ずる事は、山、川、海、火、水、動植物等それ／＼別々の神や主があると考へてゐる點である。山と云つても山全體でなく、例へば富士山、筑波山、御嶽山と一つ／＼、個々別々の山があると考へてゐるのだ。山自體といふものを考へるのは餘程考がす

んでからの事だ。況んや太陽と火と關係があるとか、同じものだとか云ふ考は次に示すやうに、凹面鏡やレンズの發明以後に起つたよほど進化した考へ方であると思ふ。

周禮秋官司甸氏條に「掌以夫遂取明火於日」とあり、鄭玄の註には「夫遂陽遂也」とある。淮南子の高誘の註に「陽遂金也取金杯無縁者熟摩令熱日中時以當日下以艾承之則燃得火也」とある。金と云つても必ずしも黄金の義ではあるまい。鑿琳一切經管義には許慎の註を引いて「鑿五石之銅精圓以仰日則得火」とある。孫詒讓の周禮正義には「證據を列舉して後「古陽遂蓋用鑿鏡故堯氏註云陰在鼓中鑿而生光有似夫遂高氏云金杯無縁即鑿鏡之形非眞用杯也依光理鑿鏡回光則光纒聚於弧心故可以取火於日矣」とある行きとよいた説明である。本草綱目には「レンズで火を取る事をのべてゐる。(ドヴ・グルウ「支那の宗教組織」四七頁)

八 火政

周禮に、司權なる職がある事は上に述べたが「季春出火民亦從之季秋內火民亦如之時期施火令凡祭祀則祭權凡國失火野焚則有刑罰焉」とある。左傳襄公九年にも「陶唐氏之火正閼伯居商丘祀大火而火紀時焉」とあり、漢書志行にも「古之火正謂火官也掌祭火星行火政……帝嚳則有祝融曉時有閼伯民賴其德死則以爲火祖配祭火星」とあり、歷代火官のあつた事が分る。勿論これを直ちに事實と見るわけにも行かぬだらうが、曆と共に火を掌る事が、政事上如何に重要視されてゐたかは分るのである。これ等は後世神として祭られてゐるが、もと／＼役人であるから男である。先にあげた老婦の方は民間信仰を傳へてゐるものと思ふ。アイヌの言によると同族に於ても神を祭る場合は、一切男手のみにより、現在の支那に於ても、接神其の他の儀式には婦女子の關與する事を忌む風がある。(永尾氏の著 六一五頁) 女のけがれを忌むのである。

先炊者である老婦は人天の仲介をするが、火正には此の事がないやうである。書經に「乃命重黎絶地天通罔有降格」とあり、國語下語には、昭王が親射父にその意味を尋ねてゐる所がある。その答によると「古者民神不雜民之精爽不憑試者而久能齊肅衷正其知能上下比義其重能光遠宣明其明能光照之其聰能聽徹之如是則明神降之」しかるに少皞の衰ふるに及んで九黎徳を亂り民神雜糅して、人々が勝手に享をなし、家々で勝手に巫史を爲し、信實なく民、神、位を同じくして民は神を汚し、神も民を輕んじ、嘉生降らず、禍災がしきりに起つた。顓頊は之を受けて南正重に天神を、北正黎に地民を司らしめ、舊にかへり、相侵漬する事無

からしめた。これを地天の通ずるを絶つと云ふのだ云々といふ意味を述べてゐる。昔人天の交通が自由だつた爲に、とかく民が神徳を侵瀆するので、重・黎兩氏に命じて、天は天としてあがめ、民は民として、取締らしめたといふ意らしい。史記卷七 索隱によると重は木正黎は火正である。先炊は人天の仲介者であり火正の黎がその分離者である事は時代の差とは云ひ乍ら、眞深きものがある。

九火神異傳

支那の火神は老嫗である事は上にのべたが、歴史の長い、又地域の廣い支那の事であるから、異傳が少くないのである。二三目星いものを拾つてみると、「後漢書傳七」に「雜五行書」を引いて「電神名禪字子郭衣黃衣從電中被髮而去」とある。(玉燭寶典引文は帝字が多いので引かぬ)前に引いた司馬彪所説の赤衣の美女神の記事と甚だ類似してゐる。恐らく同じ根源から派生したものであらう。被髮は我が國の三寶荒神についても云はるゝ所で、火災の燃え上る状より想像したものであらう。許慎の五經通義には「電神姓蘇名吉利或云姓張名單字子郭其婦姓玉名禪字馳忌」とあり名(禪)と字(子郭)とが上の記事に似て居り、且夫婦神となつてゐる。酉陽雜俎には又「名曉一名張子有六女なる異説が見える。(通俗編卷十 參照)「敬備全書」に徐淨意公遇電神記なる一文が録せられてゐるが、そのうちに「角巾皂服之士鬚髮半蒼」にして姓張と稱する電神が現れる。上に見える電神と同姓ではあるが、道服をつけてゐる所を見ると張天師に關する思想を導入してゐるやうに思はれる。電神と道教との握手は古い。ほとんど秦漢代にも溯り得るやうである。(狩野先生の「上記論文」四七)

十火神の潔癖

電は食物を調理する場所だから、清潔に保たなければならぬのは當然である。これを原始民は更に一步すすめて火神自身がきれい好きで、その御機嫌を損じると食物を贈つてもらへないといふ風に考へるらしい。我が國の火神については、曾つて柳田氏も「雪國の春」四七の中で論せられたが「電神秘説」十四「可心得之事の條にも「男女とも電に足を懸け尻及前陰をあたまめる遠慮すべし」等十餘條にわたる禁忌がかゝげられてゐる。石天基の「傳家寶」にも「敬奉杜君説」が見え「或將泥鞋濕灑於杜傍煖炎而無忌或夜間火又杓器置於杜內鍋上而不收或未滿月之產婦親自上厨或行經之奴婢箕坐爐火或笑于厨中云々」等の事を嚴に戒めてゐる。其他電神に關係ある善書の種類にも電を汚す事なき様くれぐれも注意してゐる。

十一接電

電に關する儀式中最も重視されてゐるのは歳末の送電と、年初の接電である。顧録の「清嘉錄」卷十にも先づ東京夢華錄の「年夜貼電馬於爐上以酒糟塗抹電門謂之辭司令」を引いてゐる。なるべく自分達の缺點を天帝に報告してもらひたくないの酒のかすで酔はしめるのだ、次に「今俗不以糟以餛」とある。あめで口をとぎしてものを言へないやうにするつもりらしい。又范成大の吳郡志を引いて「二十四日祀電用膠牙餛謂其口使不言」と云つてゐる。此の方の記事はいろ／＼の書物に見え、よく知られてゐるから、一々引用する必要はあるまい。次に吳縣志を引いて「用糯米粉團糖餅云電神以是日上天言人過失用此二物粘其口」とある。大きなもちで口をふさぐのだ、電神も随分迷惑な事だ。

江蘇溧淮では新婚一ヶ月で里歸りをするとき、婿家では粘り強い糯米の餅をもたせてやる、これを里方のお袋が食ふと、忽ち口が封せられて物が言へなくなるためだと云ふ。(井上紅梅「支那各地風俗叢談」九七)上と同じ考に基く土俗だ。

十二電と占筮

民間では電を中心としていろ／＼の占法が行はれてゐるやうだが「敬備全書」には東厨司命定福眞君靈籤なるものが記されてゐる。朝鮮で翻刻された「電君靈蹟志」(靈文本もあるが内容は全くこれと一致する)にも同様の靈籤を載せてゐる。全書には更に電君内科仙方と外科仙方とが掲げられてゐる。そしてその終りにこれで病氣をなほした實驗談が少し附記されてゐる。こんなもの迄占できめるのだ。副作用の少い漢方薬だからこんな事もできるのであらう。又信仰の力で病が治る點も見のがしてはならぬ。

楊鶴松の「救貧杜封」は八封によつて主人の運勢をしらべ、それにより、墓所や便所の位置、電の方角の定め方等を記したもので私は寫本を持つてゐるが、刊本の有無をしらぬ、序跋に年號なく文中乾隆九年云々の句が一回出るきりである。

十三電と咒

李淳風の「增補萬法歸宗」四卷を見ると祈杜爐福法として「常以五月戊辰日用猪首祭杜令人所求如意不遭枉死也」とある。此の種の咒法もいろ／＼あらうと思ふ。面白いのは「南方隨筆」一三六に肥州俗傳の一つとして「小兒の陰腫を蚯蚓の

泰國遺言法の概観

教授 福 島 四 郎

◆ 本稿はもと先に公表した「日泰比較婚姻法」(銀行論叢四〇卷)及び「日泰比較親子法」(國語大學研究論叢法)と共に、「日泰比較身分法」の一環をなす「日泰比較遺言法」として、前二者と同一の体裁において執筆し他誌へ掲載する予定であつたものを、都合で急に本誌へ而も極限せられた紙幅中に振り向けることとなつた關係上、勢ひ内容を壓縮し形式をも一變せざるを得ない事情に立ち至つた。そこで今回は専ら泰國のみの遺言制度をその法條に即して直截簡明に紹介する程度にとどめ、とりあえず冠頭の如き表題を附した次第である。

◆ 泰國の遺言法は同國民商法典の第六編「相続」中の第三章に配せられ、第一節「總則」(第一六四六條)・第二節「遺言ノ方式」(第一六五五條)・第三節「遺言ノ解釋及ビ效力」(第一六七三條)・第四節「財産管理人ヲ指定スル遺言」(第一六八六條)・第五節「遺言又ハ其ノ條項ノ破棄及ビ變更」(第一六九三條)及び第六節「遺言又ハ其ノ條項ノ無効」(第一七〇〇條)の六節六十五條からなり、内容はだいたい我法のそれと大同小異といふところであるが、局部的には彼法にのみ特異なものもあつて比較法上の見地からして興味深くかつ注目に値する點が決して尠なしとしない。

◆ 第一節の「總則」においては、劈頭一番に遺言の法律上の根據、次にその形式主義、進んで死者の葬式の處理、轉じて受遺者の資格權限、最後に遺贈並びに受遺能力の判定時期についての規定が設けられてゐる。

何人もその死亡を顧慮し、遺言によつて死後法律上當然に效力を生ずべき財産又はその他の事項に關する處分について意思の申述をなすことができるが(一六四八)その意思の申述は、遺言によつて用意せられた臨終時における最後のものでなければならぬ(一六四九)。

遺言は必ず本章第二節所定の方式に從つてこれをなすことを必要とする(一六四八條目、民)。

死者によつて指定せられた遺產管理人は死者の葬式を處理すべき權利義務を

有するものとせられるが、特にその目的のために他の者が指定されてゐたときは別論であり(一六四九)、それ等の者がないか又は同じ目的のために相続人によつて委任せられた者がないときは、遺言又は遺留分權によつて財産の最大部分を受ける者がその權利義務を有する。ただし裁判所が利害關係人の請求によつて他の者を指定することを以つて相當であると考へるときはこの限りではない(二項)。

葬式處理のために債務を生ずるに至つた費用は本法典第二五三條第二項所定の先取特權によつて請求することを得(一六五〇條一項)、葬式が何等かの理由によつて遅延せしめられたときは、その權利者はこれに對する相當の金額を遺產の殘餘中から控除することができ、控除すべき金額について協議が調はないか又は異議を生じた場合には、利害關係人において裁判所にその決定を請求し得るのであるが(二項)、如何なる場合でもその費用又は金額は死者の生前における社會的地位に相當し、かつそれが死者の債權者の權利を害しないものでなければならぬ(同條三項、目良)。

遺言に基づく處分によつて遺產の全部又は特に分割せられない一部若くは殘部に對して權利を有する者は包括受遺者と呼ばれ、法定相続人と同一の權利義務を有し、個々のに集合せられたか又は特に遺産から分割せられた特定の財産に對してのみ權利を有する者は特定受遺者と呼ばれ、その特定財産に對する權利義務のみを有する(一六五一條一項、目良)。その何れであるか疑はしいときは、一應特定受遺者と推定せられる(同條)。

被後見人は第一五七條所定の後見の計算報告及び本法典の職務完了をみるまでは、後見人又はその配偶者・卑屬・尊屬及び兄弟姉妹のために遺贈をなすことを得ず(一六五二條、目良)。遺言の筆者又は證人は、その遺言によつて受遺者となることを禁ぜられ(一六五三)、この禁止規定は筆者又は證人の配偶者に對しても亦適用がある(二項)。そして急迫せる危険時の遺言の場合に證人によつてなされる申述を記録する所轄官廳は、前記の意味における遺言の筆者と同一視せられる(三項)。

遺言者の能力は遺言がなされる時を標準としてのみ判定せられ(一六五四條一項、目良)。受遺者のそれは遺言者が死亡した時を標準としてのみ判定せらるべきものとす(二項)。

◆ 第二節の「遺言ノ方式」においては、先づ遺言行爲の要式性、次いで遺言の作成並に變更の方式、更に遺言の證人適格及びその權限、最後に本節の規定の施行條令公布に關する内閣員の權限について規定を設けてゐる。

遺言は本節所定の何れかの方式においてのみなし得るものとする(一六五五條・日民一〇六〇條)。

即ち先づ遺言は書面に作成せられ、これにその作成日附が記載せられた後、遺言者が同時に出席した証人二人以上の面前においてそれに署名し、更にこの署名を承認して保証人がそれに氏名を自署することを必要とする(一六五六條)。遺言書中における削除、挿入その他の變更は本節所定の方式と同一の方式においてなすのでなければその効力を生じない(二項)。

遺言が自筆證書によつてなされる場合には、遺言者がその全文、日附及び氏名を自署することを要し(一六五七條・日民一〇六七條・八條參照)、かかる遺言書中における削除、挿入その他の變更は、遺言者がこれを自書しかつ署名するのでなければ効力がなく(同條二項・日民一〇六七條參照)。

本法典第九條の規定はこの遺言書に對しては適用せられない(三項)。

公正證書によつてなされる場合には、遺言者が(一)同時に出席した証人二人以上の面前において公證人(Komiker)に遺言の趣旨を口授し、(二)公證人がその口述を筆記して遺言者及び証人に讀聞かし、(三)遺言者及び証人がその筆記の正確なことを確認した後各自がそれに署名し、(四)公證人がその證書に日附を記入しこれが前記の(一)乃至(三)に従つて作成せられたものであることを確認して署名捺印することを要する(一六五八條・日民一〇六八條參照)。

かかる遺言書中における削除、挿入その他の變更は、遺言者、証人及び公證人がこれに署名するのでなければその効力を生じない(二項)。

公正證書による遺言は請求ある場合は公證役場以外においてもなし得ることが認められてゐる(一六五九條)。

秘密證書によつてなされる場合には、(一)遺言者がその證書に氏名を自署し、(二)これを密封してその場所に氏名を封署し、(三)これを公證人一人及び証人二人以上の面前に提出しこれが自己の遺言による處分を包蔵する旨を全員に申告し、遺言者が全文を自書しなかつたときはその筆者の氏名及び住所を申告し、(四)公證人が證書の表紙に遺言者の申告及び提出の日附を記入しかつこれに氏名を自署した後、公證人、遺言者及び証人が各自それに署名することを要する(一六六〇條・日民一〇六〇條參照)。

かかる遺言書中における削除、挿入その他の變更は、遺言者がこれに署名するのでなければ効力がなく(同條二項・日民一〇六〇條參照)。

遺言者又は言語を發することを得ない者が秘密證書によつて遺言をなさんとする場合には、前記(三)の要求する申告に代へて公證人及び証人の面前においてその證書の表紙に封入の證書が自己の遺言書である旨を自書しかつその筆者の氏名及び住所を附記することが必要であり(日民一〇七三條・一六六二條參照)。

公證人はその申告を證書の表紙に記載する代りに遺言者が前記の要求に

從つた旨を確認することを得る(同條二項參照・日民一〇六二條)。

公正證書又は秘密證書による遺言書は遺言者の生存中は公證人において何人にもこれを引渡すことを得ないが、遺言者の請求があつたときは何時でもそれを同人に引渡さねばならぬ義務を有する(一六六二條)。

遺言が公正證書によつて作成せられた場合には、公證人はその證書の引渡前においてその原本を作成しこれに署名捺印することを必要とし、この原本は遺言者の生存中は何人にもその引渡をなし得ないものとする(二項)。

急迫せる危険の如き例外的事情の下又は傳染病若しくは戰爭中にあつて正規の方式による遺言をなすことが妨げられる場合には、口頭によつて遺言をなすことができ(一六六三條)。

この場合には遺言者が遺言處分に關する意思を同時に出席した証人二人以上の面前において申述し(同條)、その証人が遅滞なく公證人の面前に出席しその場において遺言の趣旨、日附、場所及びこの場合の例外的事情を申述し(三項)、公證人が右の申述を筆記し二人の証人がこれに署名することを必要とする。

署名不能の場合には証人二人の記名によつて確認される捺印の押捺によつてのみ署名に代へることが許される(同條四項・日民一〇六三條參照)。

この方式による遺言は遺言者が再び正規の方式において遺言をなし得べき地位におかれた時から一ヶ月を経過したときはその効力を失ふ(一六六四條・日民一〇六四條參照)。

前記の自筆證書、公正證書及び秘密證書に關する規定によつて要求せられる遺言者の自署は、同時に出席した証人二人の自署によつて確認される捺印の押捺によつてのみ代用せられ得る(一六六五條)。

本法典第三編第三章の規定は右の自署が要求せられる証人に對しては適用がない(一六六六條)。

泰國民が外國において遺言をなさんとするときは、遺言がなされる國の法律所定の方式に從ふこともまた泰國の法律所定の方式に從ふこともでき(一六六七條・日民一〇六六條參照)。

泰法所定の方式によつてなされるときは、前記の公正證書、秘密證書又は口頭による遺言に關する規定における公證人の權利義務は、(一)權限内において職務を執行しつゝある泰國外交官又は領事、(二)遺言の趣旨の正確な記録の作成について權限を有する在外官廳がこれを行ふ(二項)。

遺言者は法律に別段の定めがない限り、証人に對して遺言の内容を明示することを必要としな(一六六八條)。

陸海軍關係の軍勤務又は行動に従事する者は、從軍中にあつては前記の公正證書、秘密證書又は口頭による方式に從つて遺言をなすことを得る。

この場合には公證人の權利義務は陸海軍の將校又はその相當官がこれを行ひ(一六六九條・日民一〇七八條參照)。

右の遺言者が戦病又は戦傷のため病院にあるときは、前記の公證人の権利義務はその病院の軍醫將校がこれを行ふ(同條二項・日民)。

遺言の證人となり得ない者は、(一)未成年者、(二)禁治産者又は準禁治産者(三)啞者、啞者又は盲者である(一〇七四條・日民)。

遺言者以外の者が遺言の筆者であるときは、この者においてその證書に自己の氏名を自署しかつ自己が筆者である旨を附記することを要し(一六七項)、前記の者が遺言の證人であるときは、この者において自己が遺言の證人である旨を記載し他の證人がなすと同一の方式においてこれに署名することを要する(同條)。

内閣閣員は内務、國防及び外務大臣の資格において本法典の規定の施行令公布に關する限りにおいて各自その權利義務を有するものとする(一六七條)。

第三節の「遺言ノ解釋及ビ效力」においては、遺言の效力發生の時期、遺言による寄附行為、債權の免除又は移轉を目的とする遺言の效力、數個の意味に解せられ得る遺言の解釋について規定してある。

遺言による權利義務は遺言者の死亡の時から效力を生ずる。ただし遺言者がその後において效力を生ずべき條件又は期限を附したときは別論である(一六七三項・日民)。

遺言處分が條件にかかりかつその條件が遺言者の死亡前に成就したときは、その處分は遺言者の死亡の時に效力を生じ、死亡後に成就したときは效力を生ぜず(一六七四項)、遺言者の死亡に先行する(一六七五項)條件がその死亡後において成就したときは、遺言處分は條件成就の時から效力を生じ(同條二項・日民)。

前記の死亡に後行する(一六七六項)條件がその死亡後において成就したときは、右の處分は遺言者の死亡の時に效力を生じ、條件成就の時に效力を止む(同條)。

ただし遺言者が遺言中において前記の條件成就の效力は遺言者の死亡の時に遡るべき旨を申述したときは、この意思表示は有效とする(同條)。

停止條件附遺贈における受益者は條件成就又は成就不能の時までに遺贈せられる財産管理人の指定を裁判所に對して請求することを得(一六七五項)。

裁判所が相當であると考ふるときは右の請求者自らその財産管理人に指定せられることを得るが、この場合にはその者について相當の擔保が要求せられる(同條三項・日民)。

遺言を以つてある者に寄附財産の出捐を委託し又は本法典第八一條の規定に従つて一定の目的のために一定の財産の流用を直接に決定することを得(一六七六項・日民)。

かかる遺言にあつては相続人又は財産管理人は本法典第八五條の規定に従つてその財産を法人として設立すべき認可を國家に對して申請すべき義務を有するものとする。ただし遺言によつて別段の定めがなされるときは別論で

ある(一六七七項)。

右の認可が前記の申請人によつて請求せられないときは、利害關係人又は檢事においてその申請をなすことが出来る(同條)。

前記の寄附財産が法人として設立せられたときは、遺言によつて別段の定めがなされてゐない限りその財産は遺言が效力を生じた時からその法人に歸屬するものと看做され(一六七八項・日民)。

法人として設立され得ないときは、その財産の處置は遺言によつて定められたところに従ひ(一六七九項)、かかる定めがなかつたときは、裁判所は相続人、財産管理人、檢事又は利害關係人の請求に基いてその財産を遺言者の意思に最もよく適し得ると思はれる目的を有する他の法人に充當すべく(同條)。

かかる充當をなすことを得ないか又は寄附財産の存在が違法若くは反公序良俗のために許されないときは、それに関する遺言處分はこれを無効とする(同條)。

遺言者の債權者は寄附財産の出捐に關する遺言が債權者を替する範圍においてのみこれを取消すことを請求し得る(一七八項)。

遺贈の目的たる財産が滅失、毀損又は損害を生ぜしめられた結果、遺言者がその財産の代替物又は賠償金を請求する權利を取得するときは、受遺者は右の代替物の引渡を請求しまた場合によつては彼自身において賠償金の請求をなすことを得る(一七八項・日民)。

債權の免除又は移轉の方法においてなされる遺贈は遺言によつて別段の定めがなされてゐない限り、遺言者の死亡の時にける未済の分についてのみ效力があり(一七八二項)、債權の免除又は移轉を證する書面は總て受遺者に引渡さすことを要する。この場合には本法典第三〇三條乃至第三一三條の規定が準用せられ、これ等の法規に基いて既に遺言者が何等かの訴訟手續に着手してゐたときは、その遺言執行者又は受遺者は自らその訴訟を行ふことを得る(同條)。

遺言者が債權者に對してなした遺贈は債權者に對する債務の辨濟としてなされたものではないと推定せられる(一七八三項)。

遺言書中の條項が數個の意味に解釋せられ得るときは、最もよく遺言者の意思の遵守を保證する意味において理解せらるべきものとし(一七八四項)、遺言者が受遺者の何人なるかを判定し得る方法を表示して遺贈をなし、しかもその方法による受遺者に該當する者が數名あるときは、疑はしき限りこれ等の者は總て平等の割合において權利を有するものとする(一七八五項)。

第四節の「財産管理人ヲ指定スル遺言」においては、先づ最初に死後處分による信託の禁止、次に遺言者が無能者のためにする財産管理人の指定、續いてその適格者並に指定權者、最後に遺言管理人の權限についての規定を設けてゐる。

直接たる間接たるを問はず遺言その他の法律行為によつて、人の生存中又は死亡後において効力を生ずべきものとして設定せられる信託は効力なきものとする(一六八六條・日民同)。

遺言者が未成年者、禁治産者、準禁治産者又は精神病入院者のために財産を處分し、その保管及び處理を父母、後見人、財産管理人又は保佐人以外の者に委託せんと欲するときは、遺言を以つて一人の財産管理人を指定することを要するが(一六八七條)、この指定は未成年又は禁治産、準禁治産の宣告若しくは入院の期間を超える長期間に對してはこれをなすことを得ず(一六八八條)、不動産又はその物權に關する財産管理人の指定は所轄官廳によつて登記せられるのでなければ完全な効力がなく(一六八八條)、この規定は船舶又は六噸級船若しくは蒸汽船乃至五噸級發動機船、浮屋並に荷家畜に對しても亦適用せられる(一六八九條)。

本法典第一五七條の規定に列挙する者を除いては、如何なる法人も自然人も完全能力者である限り總て財産管理人に指定せられることができ(一六八八條)、この指定をなし得る者は、(一)遺言者及び(二)遺言書中において同一目的のために指定せられてゐる者である(一六八九條)。財産管理人は遺言者の遺言によつて別段の定めがなされてゐない限り、自己の遺言によつてその任務の代行者を指定することを得る(一六九〇條)。

財産管理人は遺言に別段の定めがなされてゐない限り、受託財産に關しては本法典第五編の意味における後見人と同一の權利義務を有するものとする(一六九〇條)。

◆第五章「遺言又ハ其ノ條項ノ破棄及ビ變更」においては、遺言の破棄の自由、その方式及び法律上の擬制、遺言の効力不發生並びにこれ等の場合における法律關係について規定してゐる。

遺言者は何時でも遺言の全部又は一部を破棄することを得る(一六九三條・日民同)、前の遺言が後の遺言によつてその全部又は一部について破棄せられるときは、その取消は後の遺言が法定の方式に従つてなされた場合に限つて有効である(一六九四條・日民同)。

一枚の證書のみによつてなされた遺言は、遺言者が故意にその全部又は一部を破棄若しくは滅失せしめることによつて取消すことを得べく(一六九五條・日民同)、數枚の證書によつてなされた場合の破棄は、證書の全部について毀滅行為が有効になされるのでなければ完全な効力を有しない(一六九六條)。遺言者がその意思に基いて遺贈の目的財産を有効に讓渡した場合には、その遺贈處分は取消されたものと看做され(一六九六條・日民同)、遺言者が故意にその財産を毀滅した場合も亦これ

と同一視せられる(一六九七條)。なほ前の遺言と後の遺言とが抵觸するものと考へられる場合には、遺言に別段の意思表示がない限り、前者は後者によつてその抵觸する部分についてのみ取消されたものと看做される(一六九七條・日民同)。

遺贈者は、(一)受遺者が遺贈者に先立つて死亡したとき、(二)その遺言處分が條件の成就によつて効力を生ずべき場合において、受遺者が條件の成就前に死亡し又は成就不能が確實となつたとき、(三)受遺者が遺贈を拒絶したとき、(四)財産全部が遺贈者の意思に基かずしてその生存中に毀滅せしめられ、而かも遺贈者においてその代替物の引渡又は賠償金の支拂を請求しなかつたときにおいて、その効力を生じない(一六九八條・日民同)。

財産に關する遺言又はその條項が何等かの事由によつて効力を生ぜざるに至つたときは、その財産は法定相続人又は場合によつては國庫に歸屬する(一六九九條・日民同)。

◆第六節「遺言又ハ其ノ條項ノ無効」においては、受益者のみに取得せしめる目的を以つてなされる財産の生前又は死後處分及び遺言の無効、取消並びにその主張方法についての規定を設けてゐる。

何人も本節の規定に反しない限り、生前又は死後行為によつて受益者の讓渡禁止の約定の下にその財産を處分することを得る。ただしその處分者が、讓渡禁止の條項違反の場合についてその受益者以外に財産の所有權者たるべき者を指定しなかつたときは別論とせられ(一七〇〇條)、その被指定者としては右の處分行為の時において能力者たることが要求されてゐる(一七〇〇條)。前記の如き指定がなかつた場合には讓渡禁止の條項も亦存在しなかつたものと看做される(一七〇〇條)。かかる讓渡禁止の條項は一定の期間又は受益者の生存中に對して約定することを得(一七〇一)。

期間を定めなかつた場合には、その期間は受益者が自然人のときはその生存中、法人のときは三十年間繼續するものとし(一七〇二條)、期間が定められた場合には、三十年を超えざることを得ない。それを超える長期間が定められた場合にはこれを三十年に短縮するものとする(一七〇三條)。何人の所有に屬するかが登記されてゐない動産に關する讓渡禁止の條項は存在しないものとせられ(一七〇四)。

不動産又はその物權に關する讓渡禁止のそれはこれが書面に作成せられかつ所轄官廳において登記せられるのでなければ完全な効力を有しない(一七〇五)。

この規定は六噸及びこれを超過する船舶又は五噸及びこれを超過する蒸汽船若しくは發動機船並に浮船、荷家畜に對しても適用が認められる(一七〇六)。

十五年未滿の者及び禁治産又は準禁治産の宣告を受けた者によつてなされた遺言は無効であり(一七〇三條、一七〇四條一項、日)、右無能力の宣告を請求せられたがその判決を受けなかつた者によつてなされた遺言は、その者が遺言の時に於いて事實上精神障害者であつたときに限つて無効とせられ(二〇三條)、遺言又はその條項が第一六五條、第一六三條、第一五六條、第一六五七條、第一六五八條、第一六六〇條、第一六六一條若しくは第一六六三條の規定に違反するときも亦これと同一視せられる(一七〇五條、日民二〇六六條)。

遺言處分は、(一)受遺者も亦その遺言によつて自己の財産を遺言者又は第三者のために處分し得べき約定の下において受遺者を指定したとき、(二)同一人であることが確認され難い者に對して委託せられたとき、ただし特定の者によつて他の數名の者又は遺言者の指定した多數の者の中から選定せられる者のためになされることを妨げない。(三)遺贈せられる財産の表示が不充分でこれを確定し得ないとき又はその財産の範圍が特定の者の指圖に委任せられてあるときは無効である(一七〇條)。遺言處分が受遺者において遺贈財産を第三者のために處分する約定の下に受遺者を指定したときはその約定は存在しないものとせられる(一七〇條)。

遺言者の死亡後においては利害關係人は強迫を理由として遺言の取消を裁判所に請求することを得るが、この請求は遺言者が強迫を免れた時から一年以上生存してあるときはこれをなし得ないものとし(一七〇八條、日民二一七〇條)、錯誤又は詐欺を理由とするときはこれ等の事由がなかつたならば遺言はなされなかつたであらうと考へられる如き場合に限つて右の取消請求をなすことが許され(一七〇九條、日民二一七〇條)、前記の詐欺が遺言による受益者によつてなされたときにも同様に取扱はれるが(同條)、錯誤又は詐欺による遺言は遺言者がこれ等の事由を發見した時から一年以内に取り消さない限りこれ有效とする(同條)。遺言處分の取消を請求する訴は、(一)遺言者の生前において原告が取消の原因を知つた場合には、遺言者死亡の時から三ヶ月、(二)その他の場合には原告がその原因を知つたことを得た時から三ヶ月を経過した後は、これを提起することを得ない(一七一一條)。ただしその遺言處分が原告の利害に關係を有しかつ原告においてこの處分があつたことを知つてゐた場合には、たとひ原告がその取消原因を知つてゐたときでも前記三ヶ月の期間は原告が右の處分を知つたか又は知り得べかりし時から算定するものとし(同條)、如何なる場合にも遺言者の死亡した時から十年を経過した後は、これを提起することを得ないこととなつてゐる(同條)。

カツセル教授逝く

瑞典の生んだ當代一流の經濟學者グスタフ・カツセル (Karl Gustav Cassel) 教授は、本年一月十五日七十八歳の高齡を以てストックホルムに逝いた。現在の動搖期に此世界的碩學を失つたことは痛惜の極みであり、茲に其職歴と業績の一端を記して教授の學徳を偲ぶこととし度い。教授は一八六六年十月二十日ストックホルムに生れ、ウプサラ大學卒業後初めは數學者として一八九二—九四年の間ストックホルム大學に職を奉じた。間もなく專攻を經濟學に轉じて獨逸の諸大學に遊學し、一九〇一年コペンハーゲン大學講師となつたが、超へて一九〇四年ストックホルム大學經濟學教授に任ぜられ、爾後引續き其職に在つたのである。しかし教授の世界的名聲は其大學に於ける講義よりも、寧ろ英語及び獨語を以て公刊せられた數多の卓越せる著書及び新聞、雜誌に寄稿せられた多くの論文に依つたものであること殆ど疑がない。就中前大戰後世界の通貨・經濟問題に關し開催せられた屢次の國際會議には、常に委員又は顧問として參加し、其發表せる指導的なる意見に依つて、夙に通貨・爲替の問題に關する専門家の第一人者と目せらるゝに至つた。

教授の經濟學は近代的均衡理論に礎石を置けるものよりであり、其意味に於て舊古典學派並びにオーストリア學派の所謂「價值理論」に對しては鋭き對立の立場を示してゐる。即ち從來の價值理論を以て「經濟學に不要なるもの」とし、所謂「稀少性原理」の上に直接價格形成の理論を打建て、又貨幣、爲替、利率等の問題に就ても夫々獨自の理論的境地を切開いてゐる。特に爲替理論について「購買力平價説」の唱導者であることは、餘りにも有名である。而も教授の理論が徒らなる抽象の論議に墜せず、常に實際問題との密接なる關係に於て展開せられてゐることも亦其重要な特長である。尙教授の衣鉢を繼いでオーカーマン (O. A. Korman)、オリン (B. Ohlin)、ミルター (G. Myrdal)、リンドバール (E. Lindahl) 等當代錚々たる經濟學者が輩出し、學界に所謂北歐學派の一勢力を成せることも、教授の學的影響の偉大を物語るものと云ふを得るであらう。因に單行書の形に於て公にせられたる教授の著作の主要なるもの左の如くである。

The Nature and Necessity of Interest, 1903; Theoretical Socialökonomie, 1918, 3. Aufl., 1923; 邦譯—大野三三譯、カマル社會經濟學原論); The World's Monetary Problems, 1924 (田村健雄、毛里英於著譯、世界の貨幣問題); Money and Foreign Exchange after 1914, 1922 (森井正範譯、貨幣及外國爲替論); Weltwirtschaft und Geldverkehr unter besonderer Berücksichtigung des Valutaproblems, 1920; Stabilitätsproblem, 1924; Fundamental Thoughts in Economics, 1925 (石川義島、川西正徳譯、カツセル新經濟學概論); Post-war Monetary Stabilization, 1928; The Intentional Movement of Capital, 1928; The Crisis in the World's Monetary System, 1932; On Quantitative Thinking in Economics, 1935.

(T. M. 生)

貨幣と均衡

講師 安田信一

一 問題の所在

最近經濟活動の全面に統制が強化せられ、所謂統制經濟の時代となつたが、この經濟に於ても各經濟活動を媒介するは貨幣にして換言すれば統制經濟は貨幣經濟を基礎とし、その上に運営せられてゐる。従つて統制經濟に於ける諸現象の正しき理解のためにはその前提として貨幣經濟についての十全なる分析を必要とするであらう。この小論の目的とする所も茲に存し、具體的には次の如くである。

貨幣經濟分析の基本課題はその性質即ち貨幣の流通が單に物々交換より生ずる種々の困難を除去するに止まり、經濟の實體に影響を與へず、従つて貨幣經濟は本質的に實物經濟と同一なりや、又は貨幣は積極的に作用し、前者を後者より異ならしむるものなりや否やを明にするにある。

この問題は貨幣ヴェール性の問題として從來屢論せられたが、未だ充分に解決せられざる問題である。然して從來の經濟學に於ては、一般的には貨幣ヴェール觀が支配的にして、貨幣を以て各財の相對價格を絕對價格化する乗因子 (multiplier factor) に過ぎないと考へられてゐた。然し乍ら貨幣と經濟の關係についてのこの二分的なる理論によりては、經濟現象を充分に説明し得るか否かは疑問である。貨幣と經濟との一體的把握を目的とするウィクセル以來の貨幣的景氣理論はこの從來の經濟學に對し充分なる批判を提供すると謂ひ得るであらう。

この小論は以上により明らかな如く貨幣と經濟との關係を把握せんとするにあり、それがために均衡狀態の性質が貨幣經濟と實物經濟とにより如何に異なるかを論ずる。

二 實物經濟と貨幣經濟

嚴密なる均衡に於ては與件は同一にして、年々同一の經濟活動が繰返へされ、各經濟主體はその將來に關して正確なる知識と絕對的信頼とを有し、生産と消費、價格と生産費とは一致する。従つてこの均衡に於ては生産者はその全收入を生産費として支出し、各生産用役の提供者はその全所得を消費財の購入に充つるが故に、利潤、貯蓄、投資等は生ぜず、經濟は全く變動への傾向を缺き、貨幣は流通

するもそれは全く交換を容易にする一中間的存在たるに止まり、經濟の實體にその影響を及ぼさない。

右は嚴密なる均衡の状態なるも、斯くの如き状態はもとより事實に於て存在しない。如何なる靜態的社會に於ても與件の一定と謂ふことは存し得ざるべく、天災、趣味、嗜好の變遷等に基く生産、消費の變化は各經濟主體をしてその將來に關して絕對的信頼を抱かしむることは困難であらう。然らば現實の經濟社會に於てはこの信頼を動搖に導く原因は何んであるか。ヒックスはこれに關して次の四原因を擧げてゐる。

- (一) 將來に於ける一時點の商品價格に關し賣手がその騰費を豫想し、買手が下落を豫想する如く、異なる經濟主體の見込價格が一致せざる場合
- (二) 各經濟主體の見込價格が一致したる場合に於てもその販賣計畫數量と購入計畫數量とが不一致の場合
- (三) (一)、(二)の豫想が兩立する場合に於ても、各經濟主體の自己の欲望に對する見込が不正確であり、又は生産の技術的結果に關し不完全なる見込をなしたる場合
- (四) 以上の三要件が具備し、生産者並びに消費者の將來に關する期待が正確なる場合に於ても、將來に關する不安自體がその期待の實現を阻害するであらう。例へば生産者の將來に關する期待が正確なる場合に於ても、その期待の實現に關し絕對的信頼が存せず、その計畫の實現に若干にても疑問が存するならば、その疑問の程度だけ不利に解して生産計畫を決定するであらう。但しその不利益が生産者の計畫に反映する程度は一面生産者がその計畫の實現に關して信頼する程度に依存するも、他面この危險に關する企業者の決意に依存する所少くない (J. R. Hicks, Value & Capital, pp. 125-6, 133-4)。

以上ヒックスの示した四原因は貨幣經濟を對象としたのであるが、右の價格を相對價格の意味に解するならば、この四原因は實物經濟に於ても妥當するであらう。然らば實物經濟並びに貨幣經濟に於てはこの諸原因より生ずる危險に對して各經濟主體は如何に對處してゐるか。

實物經濟に於ては、各經濟主體は物財の保藏によりこの危險に備へるであらう。然し乍らその保藏は物財の實物的性格に制約せられて大となり得ない。又反面實物經濟に於てはその必要も少いであらう。蓋し實物經濟に於ては貨幣經濟に於ける如き經濟の現在と將來とを結びつけるべき財が存せざるが故に、迂回生産は大規模となり得ず、危險は小なりと考へられる。

貨幣經濟に於ては白明の如く貨幣と謂ふ貨物經濟には見出し得ない特殊の財貨が存在する。然してこの貨幣の本來の使命は一般的には交換手段なりと説かるゝも、それは中山博士の説かるゝ如く單なる交換手段ではなく、一般的交換手段なりと解するを以て正當とするであらう。然らば貨幣が單なる交換手段ではなく、一般的交換手段なりと謂ふは如何なることを意味するのであるか。それはそれ自體の中に次の如き意味を含む。

(一) 貨幣が一般的交換手段であると謂ふは貨幣が單に個々の交換を媒介する手段たるに止まらず、全交換を可能ならしむることを意味す。このことより明かな如くその前提として貨幣は計算單位として作用し、全財貨の交換價值を比較可能ならしむるものであり、且つ個々の交換を單なる孤立的交換ではなく、全交換に於ける一交換として位置づけるものである。

(二) 貨幣が一般的交換手段として使用せられ得るがためにはその將來の購買力について信頼が存しなければならぬ。この信頼を缺く貨幣は流通すること不能であらう(中山博士の見解については純經濟學第一一五八頁、經濟學一般理論(新經濟學全集)一一三二〇頁貨幣はヴェールなりや(學界叢書一九四一年版)參照)。

右の如く貨幣は交換手段たることに併せて計算單位たること並びにその將來の購買力についての信頼をそれ自體の中に含み、一般的交換手段としてのその使命を果たすのである。もとより事實に於てこの兩者は交換手段たることと不可分の一體をなすも、交換手段たることより分離し、更にこれに便宜的に分つたらばその將來の購買力についての信頼は人々を導きて危険に對應してそれを保有せしむると共に、計算單位たることと併せて時點を異にする投下費用と生産高との比較を可能ならしめ、迂回生産を成立せしむるのである。然して迂回生産が大規模に計畫、實行せられればその危険はより大となり、これに備へるべき貨幣保有は増加す。貨幣經濟とは斯くの如く貨幣により經濟の現在と將來とが結び付けられ、貨幣保有と危険の存在とが密接不離なる關係にある經濟とも謂ひ得るであらう。然らばこの貨幣經濟に於ける均衡とは如何なる状態を意味するのか、又その性質如何。

三 貨幣經濟的均衡の意義と性質

ウイタセル並びにハイエクによれば貨幣經濟的均衡の條件として自然利子及至均衡利子と市場利子との一致が擧げられ、兩利子率が一致する場合には均衡は自ら實現すると謂ふ。このことは根本的には彼等が危険の存在を無視し、各經濟主體が完全な豫見とその豫見への絶對的信賴を有することを前提とし、貨幣を單な

交換手段と考へてゐることに基く。ミルダルがウイタセルの自然利子に關して「ウイタセルが」たゞ一個の生産要因とたゞ一個の生産物としか存在しないこと、しかも雙方が同じ物理的性質をもつこと、を前提としてゐる。「ウイタセルは議論を進めてゆくうちに、生産要因と生産物との質的同種性といふ右の假定に代へて諸商品の相對的價格の固定性といふ假定を置くことの可能性を暗示してゐる。が、これに對してはかく附言しなければならぬ。曰く、生産諸手段の相對的價格もまた同様に固定的と假定されねばならず、更に、それらと商品價格との關係の固定性も假定せられねばならぬ。即ち、價格組織の全體に亘つて所與の安定的なる價格組織が假定せられなければならぬ」と述べてゐるのはこのことを示すと謂ひ得るのである(C. North, Monetary and Economic Theory, p. 102)。然らばこれを基礎づけるべきウイタセル並びにハイエクの貨幣觀は如何。

ウイタセルによれば貨幣の本來の機能は交換手段たることにあり、價值尺度並に價值貯藏物たる機能は貨幣を特徴づけるものではない。貨幣の經濟に對する機能は「一つの機械に於ける油」の如く經濟の本來の構成部分ではなく、その媒介により財の交換並びに貯蓄、投資を摩擦なしに圓滑に實行せしむる點に求めらるべきである、と(W. H. Hoekel, The Economics of Money, Vol. II, p. 102)。又ハイエクは「貨幣は單に交換の手段に過ぎず、何人も之を消費の爲に求むるに非ざるを以て、其性質上絶えず轉讓交通せられ、決して終局的にその目的を果したることなきものである」、「人々が關心を持つのは個々の財貨の價格である。何故なら個々の財貨の價格によつて特定の財貨の需要が如何なる程度充足され得るかが開瞭になるからである。特殊の需要や特殊の人の需要が他のものよりも遙るかによく充足される原因が何であるかを示すのは經濟學本來の對象である。然し乍らこの意味に於ては貨幣の必要なものは存在しない——存在する貨幣の絕對數量は人類の幸福に何等影響しない——従つて財貨の客觀價值なる意味での貨幣の客觀價值なるものは存在しない」と述べてゐる(F. A. Hayek, Capitalism and Communism, p. 102)。

右により明らかな如くウイタセル並びにハイエクは本來的には貨幣を以て單なる交換手段と考へたのである。従つて兩者が貨幣經濟に於ては危険が存在し、これに對する準備として貨幣に獨自の價值が認められ、價值保護手段として作用すると謂ふ基本的前提を看過せることは當然と謂ふべきであらう。然らば貨幣經濟的均衡とは如何なる状態を意味すべきか。

生産者はその將來に於ける各時點の販賣價格、販賣量、生産諸要素の買入價格に關する期待を基礎とし、最も有利なる一聯の見込利潤を選択し、その計畫を決定するであらう。然してこの際注意すべきは金利と危険の存在である。

金利は生産計畫の決定に際し重要な作用を演ずるものにして、生産者は見込利潤率が利子率を超過する限り生産擴張を企てるべく、金利の低下は迂回生産を益有利とするであらう。然して茲に注意すべきは右の生産者の計畫決定の基準たる最も有利なる一聯の見込利潤の意味にして、それは單にその一聯の見込利潤を構成する各生産期間の個々の見込利潤の總計ではなく、その資本還元せられた價格が最大なるものを謂ふ。危険は負の要因として作用し、生産の迂回化と共に増大するものである。従つて金利の低下に際しては、それは金利と異なりたる方向に作用するものにして、生産期間の無限化を防止する。

要するに生産者はその計畫決定に際しては見込利潤率、利子率及び危険の三者を考慮するものである。

消費者に於ても生産者と等しくその將來の經濟活動決定の基準として組織的に計畫を決定するや否やは疑問なるも、全然無計畫でもないであらう。従つて消費者は尙ほ消費計畫を有すると謂ひ得べく、且つそれは欲望の最大充足を目的とし金利、危険等を考慮して決定せられるであらう。

斯くの如くにして生産者並びに消費者がその計畫を決定し、この計畫に基く活動が一時的に兩立する状態が貨幣經濟的均衡である。即ちこの均衡は危険を含む不安定なる均衡にして、それ自體變動する傾向を有するものである。然らば具體的にはそれは如何なる状態を意味するのか。これに關しケインズは次の如く述べてゐる。

すべての財貨の現在財と將來財とは交換せられ得るが故に、各財はその自己利子率を有するであらう。例へば「現物」渡の百クオーターの小麥と一年後に引渡せらるべき百クオーターの小麥とが交換せられるならばその場合小麥の自己利子率は五パーセントであらう。

各財はその自己利子率を基準とするならば多少の程度にかゝらずその屬性として次の三者を含む。

(一) 各財は生産過程に寄與し、又は消費役を提供することによりその財自體にて測定せられたqの收益又は生産物を生む。

(二) 貨幣を除く大部分の財は、單に時の経過により消耗を蒙り又は費用を伴ふ。即ち持越費用を要する。

(三) 各財はこれを一定期間所有することにより潜在的な便益又は安全性を與へる。これを流動性打歩と稱する。

一財の自己利子率とは $r_{1,1}$ を謂ふ。

一社會に於ける全財貨を便宜的に家屋、小麥並びに貨幣の三財貨を以て代表せしむることとし、且つ家屋並びに小麥は前述の三屬性を具有するも、他の二屬性は簡單化のためこれを無視して單に家屋は(一)の屬性、小麥は(二)の屬性のみを有するものと考へ、その自己利子率及び持越費用を各 q_1 及び q_2 を以て示す。又貨幣は時に若干の持越費用を伴ふことあるも、僅少な故にこれを無視し、單に流動性打歩のみを有するものと考へ、これを m を以て示すこととする。

一定時點に於けるこの三財貨の収益率が如何であるかを理解するためには、單に自己利子率のみではなく、各經濟主體がこの三財貨の相對價格が一定期間例へば一年後に如何に變動するかの豫想を併せ考慮しなければならぬ。相對價格を示す基準として貨幣を用ひ、且つ一年後に於ける家屋の價格騰貴を a_1 とし、小麥のそれを a_2 を以て示すならば、三財貨の價格は $r_{1,1} + a_1$ 、及び $r_{2,1}$ が一致するまでその變動を繼續すべく、茲に至りて止むであらう。この $r_{1,1} + a_1$ 、及び $r_{2,1}$ を以て各貨幣利子の家屋率、小麥率、貨幣率と呼ぶ。

家屋、小麥並びに貨幣の三財貨の均衡價格の決定に當りて重要なものは自己利子率の低下が困難及至不可能なる財貨である。各經濟主體はその供給増加が自由にして、特殊の困難が存せざる限り貨幣利子の家屋率、小麥率、貨幣率が零となるまで家屋、小麥、貨幣に對する供給を増加するであらう。然し乍ら一財にてもその低下が困難乃至不可能なる財貨が存する場合にては、他の二財の貨幣利子の自己率(家屋率、小麥率、貨幣率)がそれ以下に低下するならば、各經濟主體はこの二財に代へてその財を所有することが有利となる故に、この二財の貨幣利子の自己率はその財の自己率以下には低下し得ず、その自己率が同時に他の二財の自己率となり、二財の均衡價格並びにその供給を決定することとなるのである。然らばこの他の全財貨の價格並びに供給の決定上重要な作用を營む財は何であるか、それは貨幣にして、貨幣を他の全財貨より區別せしむるはこの特性に基く。この特性の重要な原因は次の如くである。

(一) 貨幣は貨幣當局を除き一般私企業がこれを増加せしむることは困難乃至不可能である。管理通貨制度の下にてはこのことは完全に實現すべく、金本位國に於ては金の主要生産國を除き略々これに近いであらう。

(二) 供給増加が困難乃至不可能なる財貨は單に貨幣のみでなく、土地が存す

る。従つてこれを區別すべき原因が必要である。この第二の原因としては土地と異なり、貨幣は他の財貨を以てこれを代用せしむることは困難乃至不可能である。

(三) 貨幣の供給増加乃至代用が困難乃至不可能である場合に於ても、その有効供給量が厳密に固定的でなく、殊に貨銀低下により増加するときはその利子率は低下するであらう。然らばこの點については如何。

(A) 最初に貨銀の低下が他財の収益率(前例家屋、小麦については r_1, r_2)に及ぼす影響を考慮しなければならぬ。蓋し吾人の關心はこの収益率と利子率との差に存するが故である。貨銀の下落がその後反騰の期待を生むならば収益率は増加するも、これに反し更らに下落する處が存するときは収益率も低落し、利子率の下落による有利なる影響を相殺することとなるであらう。

(B) 貨幣貨銀は實質貨銀に比し通るかに安定的である。一般的に労働者は貨銀財價格騰貴のためその實質貨銀下落したる場合にても、甚だしき程度に達せざるまでその引上を要求しないが、反對に貨銀財價格下落のため實質貨銀騰貴した場合に於ても、貨幣貨銀の引下に對しては極力これを阻止せんとする。これは貨幣が流動性嗜好を満足すると謂ふ最も重要な特質より生ずる。

(C) 貨幣に對する需要はこれを(イ)取引動機即ち個人的及び營業的交換の經常取引のための需要、(ロ)豫備的動機即ち資産總額の一定割合を現金にて所有することの需要、及び(ハ)投機的動機即ち將來起るべき事柄について市場よりもよりよく知る事により利益を獲得せんとする目的より生ずる需要、の三種類に分ち得べく、且つ取引動機は更に所得動機と營業動機に分たれ得るも、この貨幣需要は利子率と密接な關係にある。ケインズの流動性嗜好はこれにして、彼はこれを定義して「利子率が一定である場合に公衆の保持するであらう貨幣量を決定する潜在力乃至函數的傾向である」と述べてゐる。

取引的動機及び豫備的動機に基く流動性嗜好は所得と極はめて密接な關係にあるも、投機的動機によるそれは直接利子率に依存する。前者を M_1 、後者を M_2 、その合計たる貨幣數量を M にて示すならば三者間には $M = M_1 + M_2$ と謂ふ關係にある。この場合に貨幣數量の増加は如何なる状態を招くであらうか。

貨幣數量の増加が金本位國に於ける金生産の増加、又は不換紙幣國に於ける政府支出の増加の如く直接所得の増加と結び付いてゐる場合に於ても、その一部分が M_1 の増加となるに過ぎず、大部分は M_2 の増加を招き、有價證券の購入増加とな

り、利子率の下落を來たす。然してこの利子率の下落が投資増加の因となり、所得の増加、 M_1 の増大となり、増加せる貨幣數量が M_1 、 M_2 に吸収せられて止むのである。貨幣數量の増加が中央銀行の金利政策、公開市場政策等に基く場合は直接 M_2 の増加となり、同様の経過を繰返へすべきことは自明である。即ち貨幣數量 M 取引動機及び豫備的動機に基く貨幣需要 M_1 、投機的動機による貨幣需要 M_2 、これに對應する流動性嗜好 L_1 及び L_2 、所得 Y 及び利子率 r の間には次の關係が成立する。

$$M = M_1 + M_2 = L_1(Y) + L_2(r)$$

右の如く貨幣數量と利子率とは兩數關係にあり、前者の増加は後者の下落を招くも、それには一定の限度が存在する。ケインズはその理由として、安全なる利子率に關する一般の見解が不變の場合には利子率の低下はこの安全なる利子率に接近することとなり、證券所有者にとりては非流動化の危険が大となるべく、且つ利子率の低下は證券價格の下落に基く損失を相殺すべき所得を舊利子率の平方と新利子率のそれとの差だけ低減すべく、例へば四分利の長期債權は利子率が毎年 $0 \cdot 16$ よりも騰貴せざる限り有利なるも、二分利の場合には僅づかにそれは $0 \cdot 04$ となるに過ぎない、との兩者を擧げてゐる。貨幣數量の増加に對する流動性打歩の固定性、これこそが貨幣の最も重要な性質である。

(D) 貨幣數量の増加に對する利子率の無感應性の原因としてはその持越費用の僅少なることが併せ擧げらるべきであらう。蓋し貨幣の流動性打歩が如何に大なる場合に於ても持越費用が大であるならば著しく相殺的に作用すべく、殊に貨幣數量の増加に際しては、その流動性打歩は一定なりとするも時の経過と共にその持越費用は増加すべく、自己利子率の下落を招くであらう。

貨幣の特性は右の諸原因に基くものにして、この點に於ては他の財貨と全くその性質を異にする。即ち貨幣經濟に於てはこの貨幣と謂ふ自己利子率の低下が他財のそれより緩慢であり、一定點に至る時困難乃至不可能なる財貨があり、他財はすべてその貨幣利子の自己率をこの貨幣の自己利子率即ち貨幣利子率以下に低下し得ず、それと均衡たることを要し、その價格並びに供給量はこれにより決定せられる (J. M. Keynes, *General Theory of Employment, Interest & Money* pp. 8-13, p. 168, p. 170 pp. 195-202, pp. 222-34 譯本一〇一七頁、二〇一頁、二〇四頁、二三六―四四頁、二六七―八一頁)。

ケインズが説く所以上の如くなるも、茲に注意すべきは右の家屋並びに小麦の價格變動に關する豫想である。既に述べた如く生産者は利潤を目的とするが故

に、その家屋並びに小麥の買入は危険を考慮し、尙それより期待せらるべき利潤が貨幣利率を超過し、又は少くともこれに一致することに基くのであり、消費者がこれを購入するは危険を差引くもこれより期待せられる欲望充足が貨幣所有のそれを超過するか、又は一致するに因る。このことより明かな如く貨幣經濟に於て金貨の價格並びに供給を決定するは一面利率であるが、他面これと共に生産者、消費者が經濟の將來を如何に解するかに依存する。

貨幣經濟的均衡の性質は以上により明らかなことと思ふ。蓋し貨幣經濟に於ては金貨の價格並びに供給は利率並びに各經濟主體の經濟の將來に對する期待と謂ふ高度の心理的現象に依存するものであり、殊に後者自身は與件の變動によることなく、自ら變動する性質をその内部に含み、例へば生産者がその豫想通り計畫を實現したる場合に於ては、それは危険の程度を減じ、この危険により不利とせられた計畫も有利となるであらう。この理由に基き貨幣經濟的均衡は、嚴密なる均衡の如き靜的均衡と全く趣を異にし、變動の要因をそれ自體に孕む動的均衡と謂はねばならぬであらう。

四 貨幣の本質と均衡

貨幣の本質を以て單なる交換手段と解するときには貨幣ヴェール觀に終始すべく從來分離せられてきた貨幣理論と經濟理論とを結び付け、その一體の把握を創始したるウイグセル並びにこれを繼承發展したハイエクも貨幣の本質を單なる交換手段と解したため充分その作用を理解し得ず、貨幣經濟を以て實物經濟の假象なりとの見解に到達した。これに反しケインズは富の保有、價值貯藏手段としての貨幣を主として考慮したため、ヴェール觀に陥入ることなく、貨幣の作用に關し妥當なる結論に到達した。然し乍ら貨幣の機能はこれに盡きるものではない。ケインズ自身もその「貨幣論」の冒頭に於て計算貨幣について述べ (J. M. Keynes, A Treatise on Money, Vol. I, p. 1.)、又前述せる三種の貨幣需要の中、取引的動機及び豫備的動機殊に前者に基く需要は貨幣が交換手段であること乃至これを前提とする需要なるも、彼はこの三者の關係について充分なる説明を與へてゐない。貨幣經濟の正しき理解のためににはその充分なる統一の把握を必要とする。然らばこれに對して吾人の貨幣觀は如何。

吾人は既に述べた如く貨幣を以て一般的交換手段と解し、交換手段、計算單位並びに價值貯藏手段たる機能はその異なる側面に過ぎぬと考へる。この見解殊に價值貯藏手段たる機能を以て貨幣の本質たる一般的交換手段の一側面なり

との見解に對してはもとより可成りの異論が存すると思はれる。然し乍ら吾人はこれに對して既述の如く如何なる安定的社會に於ても各經濟主體はその將來に對しては絶對的信賴を有することなく、又危険は常に存在するを以て、貨幣はその出現の當初よりこれを克服すべく運命づけられてゐると考へる。換言すれば貨幣が一般的交換手段であるためには貨幣は交換手段であると共に計算單位として作用することを要すべく、且つ貨幣が交換を媒介し、間接交換である限り、各經濟主體の貨幣の受入と支出との間には一定時間が存すべく、この時間は危険を含む時間なるが故に、貨幣は同時に價值貯藏手段として作用することを意味するであらう。斯くして吾人によれば交換手段、計算單位及び價值貯藏手段たる機能は何れも貨幣の本質たる一般的交換手段の一側面に過ぎず、これより分岐し、派生したる一機能ではない。貨幣經濟的均衡を以て動的均衡なりとの吾人の見解はこの貨幣本質觀より當然導かれたる結論なることは何人も容易に承認せられ得ることと思ふ。

(第五頁より續く)

所爲とし火吹竹を逆まにして吹き、又蚯蚓一疋掘出し、水にて洗ひ清めて放つときは治ると云ふ」とあり、「續南方雜筆」^二には「紀州で蚯蚓一疋掘出し水で洗ひ放つ或は鹽で淨めて放つとも云ふ。支那から傳へた事らしい。嬉遊笑覽卷十二「妾にて小兒の陰腫る時、蚯蚓を取つて洗つて放つ咒有り、鎮江府志「今小兒陰腫多以爲此物所吹以鹽湯浸洗則愈」妾の咒は何の蚯蚓をも取つて洗ふに功驗有るも奇ならずや」と言はる喜多村氏支那では當の敵たる其蚯蚓を探し中て洗ふと解したらしいが、其は大かしい尋ね物だ。府志の文章は小兒の陰部を鹽湯で洗する事と見える。其を誤りて本邦でどの蚯蚓でも構はず一疋掘出し、淨めて放つ事と成たらしい云々」と見える、上に引いた「電神秘説」^{十八}には「小兒腹陰一兒ども蚯蚓に小便をしかけ小鉢を脹らしたみ苦しむ時は籠を吹しまゝの火吹竹にて吹は忽に治す」と見える。沈復の「浮世六記」^二に「貧此生涯(此の句、意義不詳)卵爲蚯蚓所哈(吳俗呼陽日卵)腫不能便捉鴨開日哈之婢媼偶釋手鵝頭其頸作吞嚙狀驚而大哭傳爲語柄此皆幼時閑情也」とある。鳥は陽、火も陽故、陽氣が陰の病を治するといふ考から起つたものらしい。

以上

人文科學研究所彙報

昭和十九年四月、千里山圖書部附屬研究室を利用して開設せられた本學人文科學研究所に關する其後の異動並びに活動の状況を左に摘記する。

竹田學長事務取扱研究所長に就任 神戸前學長の辭任に伴ひ、研究所長の地位も暫時空席となつてゐたが、法學博士竹田省氏の學長事務取扱就任と共に、同博士が兼ねて研究所長に就任せられることとなつた。

開所式並び打ち合せ會 竹田所長の就任を俟つて去る六月二十七日研究所開所式を兼ねて研究員最初の會合が、午前十一時半より研究所會議室に於て開かれた。定刻竹田所長、矢口専務理事及び研究員全員出席、先づ竹田所長より挨拶あり、一同午餐を共にしたる後研究所の運営に關し、交々意見の交換を行ひ且つ必要なる打ち合せを行つた。研究所の研究範圍は差當りこれを法學部門と經濟學部門とに二分し、研究員三名宛が夫々専攻に従つて、兩部門を擔當すること、月々研究報告會を開くこと、研究所機構の一層の整備を圖ること等が決定せられた。

研究員増員 研究所の内容を一層充實する爲めに、従來研究員であつた岩崎、中谷、磯部、森川、山本戸各教授及び高木助教の外に、新たに學部勤務の教授が全員研究員に兼任せられることとなり、其結果正井、木村、加藤、河村、中村、矢口各教授が兼ねて研究員に任せられ、研究員の數は十二氏となつた。但し其後磯部教授の本學教授退職に依つて現在研究員は十一氏となつてゐる。

顧問囑託 研究所の機能を一層推進する爲めに、研究所に顧問を置くこととなり、所長並びに研究員の推薦に依つて法學博士佐々木惣一、文學博士高田保馬兩氏に顧問を依頼した。兩氏とも快諾せられ、佐々木博士は主として法學部門の、高田博士は主として經濟學部門の研究指導に當られることになつてゐる。

第一回研究會 十一月二日第一回研究會として、午前十時より研究所會議室に竹田所長、矢口専務理事、各研究員參集、顧問佐々木惣一博士より「學難について」と題する一場の講演を聴いた。講演後主題について參會者よりも若干意見の開陳あり、午後一時散會した。

第二回研究會 十一月二十二日正午より研究所會議室に於て開催、竹田所長、佐々木顧問、矢口専務理事、各研究員出席、顧問高田保馬博士より「經濟學の性質について」と題する講演を聴く。終つて主題と現下の統制經濟との關聯につき活潑なる質疑應答あり、午後四時散會。

第一回公開講演會 十二月九日午後六時より天六學舎三階集會室に於て、左記次第に依り第一回公開講演會を開催、一般聽講者の外工場出勤中の學部、豫科、専門部の學生も多數來聴し、極めて盛會であつた。午後九時閉會。

- 一、挨拶 所長 法學博士 竹田 省
- 一、平・戰時に於ける米國の政治と社會 研究員 教授 岩崎 卯一
- 一、戰時生活の國家性と恒常的國家觀念 顧問 法學博士 佐々木惣一

第三回研究會 昭和二十年一月十日午後一時より研究所會議室に於て開催（舊職十三日開催豫定のところ空襲の爲め延期）。竹田所長、高田顧問、矢口専務理事、各研究員出席、左記の研究報告あり、夫々の研究報告について討論あつて午後五時散會。

- 一、乘數理論とインフレーション 研究員 森川 教授
- 一、カール・シュミットの獨裁的主權論に對する批判 研究員 岩崎 教授

村上前豫科長

本學前豫科長村上喜貞氏は去る二月一日心臓病のため京都市の自邸に於て急逝せられた。氏は明治十七年三月十五日大阪市に生れ、同四十一年東大英文科卒業、大正三年本學講師、同十年本學教授となり引續き在職、昭和二年五月より約二年間英文學及び西洋文化研究のため、本學より派遣せられてヨーロッパ各國を遊歴した。歸朝後豫科長に任せられ昨年四月停年退職に至るまで約十五年の長きに亘つてその職に在り、尙大正十四年以來財團協議員に推され、本學のために種種盡瘁せられた。其功績は學園關係者の深く銘するところであり、茲に謹で哀悼の意を表す。（御遺族 京都市上京區北野白梅町衣笠園 村上綾子殿）

御 斷 り

恒例に依り本誌昭和十九年十二月號は休刊とし、尙本誌は都合に依り昭和二十年一月・二月合併號と致しました。此段御諒承を願ひます。